

令和9年4月新規入園申込をされる方へ

来年4月から入園を希望されるお子さんについて、下記の事項に注意し、受付期間までに市役所すこやか子育て課子ども施設係(10番窓口)に申してください。なお、申請書類は消せるペンで記入しないでください。

保育所等の入所は、保育の必要性が高い方から、各施設の年齢ごとの児童欠員数に応じて調整しますので、希望園に決定できない場合があります。また、入所施設の決定は、書類の提出順ではありません。利用調整基準指数票の指数により決定します。

1. 対象者

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・南陽市に住所を有する方
- ・児童の年齢が令和9年4月1日現在の満年齢で施設の対象年齢に該当する方
- ・父母が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、家庭での保育が困難な方

●令和9年度（2027年度）年齢区分

0歳児	令和8年4月2日以降に生まれた児童
1歳児	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日に生まれた児童
2歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日に生まれた児童
3歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日に生まれた児童
4歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日に生まれた児童
5歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日に生まれた児童

2. 提出について

○期間 令和8年10月1日～令和8年10月30日(厳守)

○場所 南陽市すこやか子育て課子ども施設係(10番窓口)

なお、来年4月入所については下記受付期間ごとに調整します。

1次調整	R8.10.1～R8.10.30受付分
2次調整	R8.11.2～R8.12.28受付分
3次調整	R9.1.4～R9.2.5受付分

※2次、3次調整は、1次調整が済んでからの調整となりますので、希望園が既に定員となることが予想されます。

3次調整締め切り後の申し込みについては令和9年5月入所での入所調整になります。

令和9年4月入所分のみ、次の受付をいたします。

○南陽市へ転入予定でのお申し込み

- ・南陽市へ令和9年3月31日までに確実に転入する方で、家の売買契約書等の写し、転入誓約書を提出書類と併せて提出ください。転入後に来庁し住所を記載ください。この手続きで正式申し込みとなります。

○出生前での申込

- ・令和9年1月31日までの出生予定胎児が対象となります。希望園により対象とならない場合があります。
- ・母子健康手帳(氏名、出産予定日が記載されているページ)の写しを提出書類と併せて提出ください。
- ・お子さんの名前、生年月日、性別等は空欄です。
- ・お子さんが生まれたら、出生の翌日から15日以内に申請書にお子さんの名前等について、来庁し記載ください。その際、面接調査表を記載していただきます。この手続きで正式申し込みとなります。

●市内施設（2・3号認定）

利用申し込みは、市役所すこやか子育て課子ども施設係へ（市が入所調整します）

【保育所】 ※就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

No.	施設名 (電話番号)	住所	定員	受入児童年齢	開所 曜日	保育時間	延長 保育
1	沖郷双葉保育園 (27-8678)	若狭郷屋 903-4	130	2か月～就学前	月～ 土	7:30- 18:30	18:30- 19:00
2	宮内双葉保育園 (47-2237)	宮内 2408-40	130	2か月～就学前			
3	赤湯乳幼児保育センター (40-3300)	赤湯 317	50	2か月～1歳児			
4	赤湯ふたば保育園 (50-3050)	櫛塚 1642-4	170	2歳～就学前			
5	漆山双葉保育園 (47-2069)	漆山 1936	30	2か月～就学前			

【認定こども園】 ※幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

No.	施設名 (電話番号)	住所	定員	受入児童年齢	開所曜日	保育時間	延長保育
1	南陽市立認定こども園赤湯幼稚園 (43-2006)	赤湯 363	55	2歳～就学前	月～金	8:00-18:15	-
2	宮内認定こども園 (47-3039)	宮内 3106	75	3か月～就学前	月～土	7:15-18:15	18:15-19:00
3	認定こども園つばめ幼稚園 (40-2388)	郡山 70-1	100	1歳～就学前	月～土	7:30-18:30	18:30-19:00

【小規模保育事業所】 ※保育所より少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する施設

No.	施設名 (電話番号)	住所	定員	受入児童年齢	開所曜日	保育時間	延長保育
1	COCOROしまぬき園(43-3101)	島貫 590-9	18	2か月～2歳	月～土	7:30-18:30	18:30-19:00
2	COCORO みやうち園(27-1213)	宮内 2765-21	18	2か月～2歳	月～土	7:30-18:30	18:30-19:00

●市内施設（1号認定）

利用申し込みは希望する園へ直接申し込んでください。

【認定こども園】 ※幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

No.	施設名	住所	定員	電話番号	受入児童年齢	開所曜日	開所時間
1	南陽市立 認定こども園赤湯幼稚園	赤湯 363	20	43-2006	満3歳～就学前	月～金	8:30-14:00
2	宮内認定こども園	宮内 3106	10	47-3039	満3歳～就学前	月～金	9:00-15:00
3	認定こども園つばめ幼稚園	郡山 70-1	10	40-2388	3歳～就学前	月～金	9:30-13:30

※各園にて預かり保育を実施しています。詳細は、園に確認ください。

●児童館

【児童館】 ※地域の児童を保育する児童福祉施設

No.	施設名(電話番号)	住所	受入児童年齢	開所曜日	開所時間	延長保育
1	梨郷児童館(47-4485)	竹原 47-1	満3歳～就学前	月～金(土)	8:30-16:00	16:00-18:00

3. 提出書類について

①支給認定申請書兼入所申込書(様式第1号)

②入所確認書

③利用調整基準指数票・同意書

④保育を必要とする事由を証明する書類

裏面の【認定に必要な添付書類一覧】を確認いただき、該当する書類を提出してください。

⑤面接調査表

⑥その他添付が必要な場合

・別居児童がいる世帯 …… 別居児童の保険証の写し

・障がい児(者)世帯 …… 障がい者手帳の写しや特別児童扶養手当等の写し など

※申し込みの内容に応じ、他にも書類の提出をお願いすることがあります。

4. 提出書類の留意事項について

○申込書(様式第1号)について

- ・ 押印を廃止しております。自署で記載ください。
- ・ 個人番号(マイナンバー)は必須です。対象児童を含め家族全員分必ず記入ください。
- ・ 保護者名は、保育所等の通知の送付先、保育料等の納付義務者になります。
- ・ 連絡先電話番号は、上から優先順に必ず連絡がつく電話番号を記載ください。(2番目まで記入ください)。
- ・ 世帯の状況欄は、住民票に関わらず生活を一緒にしている世帯員をご記入ください。

なお、単身赴任や就学等で別居する家族がいる場合も必ず記入ください。

- ・ 世帯構成員の中で障害者手帳や療育手帳等をお持ちの方は、写しを添付してください。
- ・ 別居する児童がいる方は、その児童の保険証の写しを添付してください。

○保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書や診断書など)

- ・ 就労証明書で雇用期間が令和9年4月以前に終了する等、令和9年4月に就労が確認できない場合、求職活動での申し込みになります。
- ・ 育児休業中での申し込みの場合は、令和9年5月1日までに復職しない場合、申込はできません。
- ・ 申し込み時点で育児休業中での申請の方は、職場復帰後2週間以内に復職した旨の就労証明書の提出が必要です。
- ・ 各種証明書等は、申込日から3ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。
- ・ きょうだいがいる場合は、父母それぞれ1部の提出でも構いません。その際は、下の子に原本を、上の子にコピーを必ず添付してください。

5. 入所までのスケジュール(予定)

①入所申込	10/1～10/30
②調整結果、面接案内の送付	11 月末発送
③面接	12 月上旬～(各園の定めた日)
④支給認定証、保育所等入所承諾書の送付	2 月上旬
⑤利用者負担額の送付	3月末

【認定に必要な添付書類一覧】

(①～⑩の事由ごとに、必要書類を提出)

※保育を必要とする方(2、3号認定)が対象

No	保育を必要とする理由	必要書類
①	就労 ※下記時間に満たない場合は就労での認定はできません。 支給認定期間：就労している期間 保育時間： ・保育標準(11 時間) 1か月の就労が 120 時間以上 ・保育短時間(8 時間) 1か月の就労が 64 時間以上120時間未満	○就労証明書(市様式) 記載内容の確認のため事業所に直接電話する場合があります。 ※自営業で記載の場合、課税台帳にて営業所得の有無・専従者給与の有無を確認します。なお、自営業の協力者、補助者の場合、給与明細書もしくは出勤簿の写しも添付ください。 (対価の発生しない労働は就労とみなしません。) ※内職の方は、発注書の写しも添付ください。 ※育休中の場合、復職後 2 週間以内に復職した旨の就労証明書の提出が必要です。(就労内定の場合も同様)
②	妊娠、出産 支給認定期間：予定日をはさんで前後8週間目の月 (最長5か月) 保育時間：保育標準(11 時間)	○母子健康手帳 (氏名、出産予定日が記載されているページ)
③	保護者の疾病、障害 支給認定期間：保育が必要と認められる期間 保育時間：保育標準(11 時間)	○診断書(市様式) ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳
④	同居者の介護・看護 同居する親族で長期入院等している親族の介護・看護 (同居する親族で、他に介護者等がない場合に限る) 支給認定期間：保育が必要と認められる期間 保育時間：保育が必要と認められる時間	○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況等が分かる書類 (障害者手帳もしくは介護保険証など)
⑤	災害復旧 支給認定期間：保育が必要と認められる期間 保育時間：保育が必要と認められる時間	○申立書(市様式) ○り災証明書等
⑥	求職活動 (就労内定者・起業準備を含む) 支給認定期間：認定日の初日から 90 日目にあたる月の末日 まで(最長3か月) 保育時間：保育短時間(8 時間)	○求職活動申立書(市様式) ※起業の場合、開業準備がわかる書類も添付 ※内定の方は、内定通知書も添付するか、もしくは就労証明書のみを添付
⑦	就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む) 支給認定期間：保育が必要と認められる期間 保育時間：保育が必要と認められる時間	○在学証明書 ○学生証
⑧	虐待やDVのおそれがあること 支給認定期間：保育が必要と認められる期間 保育時間：保育が必要と認められる時間	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
⑨	すでに保育所を利用している子どもで、両親の育児休業中に継続利用が必要(継続利用児童のみ)	○就労証明書(市様式)
⑩	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	○市が必要と認める書類(各事由ごと)

市様式は、市役所窓口かホームページよりダウンロードください。

問合せ先 南陽市すこやか子育て課子ども施設係(☎ 0238-40-8872 直通)